

2023 年 7 月号 (第 209 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ 特 集

- ◆ 中国の政府調達関連施策から見る医療機器の国産化動向
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
グローバルコンサルティング部 コンサルタント 小出真理子…………… 1

■ 経 済

- ◆ 人民元国際化の進捗と今後の展望
公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 主任研究員 福地亜希…………… 6

■ 人民元レポート

- ◆ 景気対策が遅れ、一時 7.25 台まで下落
三菱 UFJ 銀行
グローバルマーケットリサーチ アナリスト 横尾明彦…………… 10

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：加速するグローバル最低税率改革への取り組み
KPMG 中国
日系企業サービス 税務パートナー 李輝…………… 13
- ◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
国際アドバイザー事業部 シニアアドバイザー 池上隆介…………… 18

■ 主要経済指標

- 三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部…………… 20

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



中国の政府調達関連施策から見る医療機器の国産化動向

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
グローバルコンサルティング部
コンサルタント 小出真理子

1. はじめに

中国における国産化政策は、中国を製造強国とすることを旨とする「中国製造 2025」に定められた分野を中心に、さまざまな業界で進んでおり、医療機器もその一つである。例えば、中国では病床数の 7 割を公立病院が占める¹。これら公立病院が、医療機器を調達する際には「政府調達」という位置付けになるが、この政府調達において、国産医療機器を優遇する動きが顕著になっている。中国の国産化政策は、設計・開発支援、製造支援、販売支援とバリューチェーンごとにさまざまな施策が進められているが、政府調達における販売支援は、とりわけ日本企業の脅威となり得る。なぜなら、政府調達による買い支えを通じて市場シェアを獲得する可能性があるからである。

本稿では、中国における政府調達の位置付けや関連施策の動向を概観し、最後に、外資系企業が、このような国産品優遇の流れの中でどのような対策を取っているかという点にも触れることで、日本企業の取り得る対策についても考察したい。

2. 中国の政府調達関連施策から見る国産化優遇の動き

政府調達関連施策を見ていく前に、中国における政府調達の位置付けについて概観する。

中国においては、政府の財源をもって行われる調達が政府調達と定義されるため、中央・地方政府のみならず、国有企業や政府補助を受けた企業・団体による購買も含む。また、中国の政府調達法の中で、政府調達においては、原則、国産品を調達する旨を定めている。ここでいう国産品について、明確な定義は現行法に記載されておらず、関係当局の個別判断となっているが、2022 年 7 月に公表された政府調達法の改正パブリック・コメント案では、「中国内で生産された製品が規定の付加価値比率等の条件に達している場合」という表現が加わり、今後、中国において一定の付加価値のある生産プロセスを設けることを定める可能性がある。

中国国内で入手できない製品については輸入が認められるが、輸入品の調達には厳格な審査手続きを踏む必要がある。したがって、中国の公立病院が医療機器を調達するにあたっては、政府調達法の定めに従い、原則、国産品を調達するか、厳格な手続きを踏んだうえで輸入品を調達することとなる。

政府調達関連施策 (1) 政府調達における輸入製品の審査指導基準

2021 年 5 月、中国財政部と工信部は、各地方政府に対して「政府采购进口产品审核指导标准 (政府調達における輸入製品の審査指導基準)」の通達を行った。この文書の中では、医療機器をはじめ、海洋・地質調査から防衛品等、計 315 品目にわたり、政府調達における中国国産製品の調達比率を品目に応じて 100%、75%、50%、25% の 4 段階で設定し、定められた比率に従った国産品の調達を求めた。

¹ 出典：中国国家卫生健康委员会「2021 年我国卫生健康事业发展统计公报」
<http://www.nhc.gov.cn/guihuaxxs/s3586s/202207/51b55216c2154332a660157abf28b09d.shtml>

この 315 品目のうち、医療機器は 175 品目を占めており、国産品による調達比率を 100%と定めたものは 134 品目、75%と定めたものは 12 品目、50%と定めたものは 24 品目、25%と定めたものは 5 品目となっている。100%と定めた品目が 8 割近くを占め、政府調達の対象となる公立病院において、国産品を積極的に採用しようという意図が窺える。

一方、国産品の調達比率が 50%以下と定められている 29 品目は、いまだ多くを輸入に頼らざるを得ないと、政府自身が認識している品目といえる。この 29 品目の中には、高速遠心分離機、蛍光顕微鏡や、コロナ禍で重要となった PCR 検査装置をはじめとした臨床検査機器、人工呼吸器といった救急装置等が含まれており、これらはまだ中国の国産品で賄いきれない分野とみられる。

政府調達関連施策 (2) 輸入製品論証リスト (浙江省、広東省、四川省)

先に述べたように、政府調達において輸入品を調達する場合は、厳格な審査手続きを踏む必要があるが、浙江省、広東省、四川省の 3 つの地方政府では、輸入の事前審査を省略できる品目のリスト (輸入製品論証リスト) を出している。浙江省の輸入製品論証リストには、医療機器の他、教育・科学研究関連、環境モニタリング関連の品目も含まれ、広東省、四川省のリストは、その全てが医療機器関連であることから、中国の政府調達において、医療機器については一定量輸入品があることを示唆している。

また、(1) の政府調達における輸入製品の審査指導基準で、国産品による調達 100%と指定されながら、輸入製品論証リストに含まれている品目もある。例えば、3.0 テスラ以上の MRI や、64 列以上の CT といったハイエンド画像診断装置等が含まれるが、これらは、政府が国産品による調達を目指すも、おそらく性能が劣る等から、現場では輸入品を使用したい意向が強いものとみられる。

なお、本リストは、政府調達では原則、国産品による調達を目指したい中央政府と反する動きであるため、四川省のリストは公開後批判を浴びて公式サイトから姿を消す等、政府調達における輸入製品の審査指導基準は今後ますます厳格化していくと予想される。

政府調達関連施策 (3) 初めて市場に出る重大技術機器普及・応用指導目録

工業情報化部 (工信部) は、中国を製造強国へ成長させるための戦略である「中国製造 2025」を受け、現状中国国内で製造能力が不足しているものの、今後、重点的に育成し普及させたい品目を並べた『首台 (套) 重大技術装备推广应用指导目录』(初めて市場に出る重大技術機器普及・応用指導目録、以下「首台応用指導目録」) を 2016 年に公布した。その後、首台応用指導目録の掲載品目は改定されており、2019 年版が最新となっている。また、中央政府の首台応用指導目録を受け、地方政府の産業強化戦略に従った、独自の指導目録を出している地方政府も存在する。

中央政府による 2019 年版首台応用指導目録には、医療機器が 24 品目並んでおり、特に実用化を加速させたい品目がある (図 1 参照)。例えば、MRI は 3.0 テスラ以上である等、首台応用指導目録の中では製品が有するべき主な技術指標についても記載されており、各企業は記載されたスペックの機器を実用化し、各地方政府へ申請することとなっている。

【図 1 中央政府による首台応用指導目録 (2019 年版) の中で挙げられた医療機器品目一覧】

大項目	品目名
医療用画像診断装置	超電導磁気共鳴画像診断装置 (PET/MRI)
	PET/MRI
	PET/CT
	マルチスライス CT
	乳房用コーンビーム CT
	デジタルマンモグラフィシステム
	移動型デジタル X 線撮影装置 (DR)
	単一光子放射コンピュータ断層撮影 (SPECT)
	オールインワン PET/SPECT/CT システム
	マルチスペクトル眼底カメラ
	光コヒーレンストモグラフィー (OCT)
治療装置	神経外科用ロボット
	超音波メス
	電磁ナイフ手術システム
	高温・低温液体窒素固形腫瘍凍結手術治療システム
	手術ナビゲーションシステム
	画像誘導型放射線治療システム
	重粒子線治療装置
医療用リハビリテーション装置	頸椎リハビリテーションロボットシステム
	ブレイン・マシン・インターフェース
	体外衝撃波治療装置
	凍結治療器
その他医療機器	バイオ 3D プリンター
	コンパクト型陽子線治療装置

(出所) 公開情報より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (MURC) 作成

首台応用指導目録の目的は、掲載の品目をいち早く実用化に結び付けた企業を認定し、政府調達を通じた買い支えや、量産体制に向けた財政支援強化等 (図 2 参照) を行うことで、市場への国産品の流通量を増やすことである。企業の認定は各地方政府によって行われている。

実際に複数の地方政府による認定企業リストを見てみると、日系医療機器メーカーが高い世界シェアを有している内視鏡においても、何社か認定を受けている。例えば、2020 年の認定企業リストには、南京诺源医疗器械有限公司 (江蘇省)、桐庐精锐医疗器械有限公司 (浙江省)、2022 年の認定企業リストには、杭州康基医疗器械有限公司 (浙江省)、赛诺微医疗科技 (浙江) 有限公司 (浙江省) が並んでいる (カッコ内は認定した地方政府名)。

このように、国産品を生産するところまでこぎ着けた中国企業が、中国政府による豊富な資金力をバックにした各種販売促進施策を受け、市場流通量を増やしていけば、日本企業にとっても脅威となり得る。

【図2 首台応用指導目録で指定された品目を実用化した認定企業に与えられる支援策】

政府調達を通じた支援強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 革新的な製品を優先的に使用する政府調達政策を完備すべく、首台製品の購入を通じて首台製品の研究開発や実用化を進める。国有資金を使用するプロジェクトでも、政府調達要件に倣い、首台製品を買うことを推奨 <ul style="list-style-type: none"> ● 例として、廈門市では政府調達のサイトに特別欄を設け、首台製品を掲載して調達主体への購入を後押し
税優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主要技術設備の研究開発・製造に従事する企業については、ハイテク企業(*1)と認定された場合、法人所得税は15%の税率に減額される ■ 首台製品を購入した企業に対しては、税額控除、固定資産の減価償却の迅速化等の優遇装置がある ■ 免税不可輸入リストの品目の調整を行う
金融支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ リース会社に対して首台製品製造企業向け部門を設置するよう奨励し、リースを活用しやすくさせる ■ 銀行に対して、首台製品製造企業向けに積極的に融資支援を行うことが求められ、資金調達をしやすくさせる ■ 直接金融チャネルを拡大し、債券発行プロセスの効率化も支援するとともに、VCファンドを積極的に誘致する
財政支援強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中央財政科学技術計画を通じて、適格な主要技術設備及び関連共通技術の研究開発を総合的に支援する ■ 既存の資金チャネルをフルに活用し、主要技術機器イノベーション研究所、主要共通技術研究開発・試験評価機関などのプラットフォームの構築と運用を重点的に推進する
知的財産の保護	<ul style="list-style-type: none"> ■ コアキー特許出願は、法律に従って優先審査支援を提供し、審査の質と効率を向上させる ■ 主要技術・設備の特許プールの建設を促進し、重点分野における知的財産をめぐる交流を図る

(出所) 公開情報より MURC 作成

3. 取り得る対策～外資系企業の例を参考に

これまで見てきたように、中国政府が医療機器の政府調達で国産品を優先する動きを進めている中、外資系企業にとっては、中国内において国産品として登録することで、政府調達への参入機会が増えるというメリットがある。

【図3 欧米医療機器メーカーの近年の国産化対応動向】

社名	従業員数 (中国拠点)	近年の動向
GE Healthcare	約7,000名 うち、1,200名がR&D人員 (2023年時点)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 90年代から現地に工場を設立し、サプライヤーも含めて現地のサプライチェーンを構築。2012年に成都にイノベーションセンターを設立 ■ 2025年に向け、ローカリゼーションから完全国産化を目指すとし、超音波製品を全量中国で生産すること、部品を100%中国国内で調達することを目指すとした
Siemens	約5,000名 (2018年時点)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2021年9月、上海イノベーションセンターを設立し、現地スタートアップ企業と連携しながらインテリジェント医療機器の研究開発を進める ■ 2022年、新たなローカリゼーション戦略を打ち出し、中国での製品ライン全体の現地化や革新的な研究開発を深化させることを表明 ■ 2023年5月、深圳に10億元を投じハイエンド医療機器の新しい研究開発および製造拠点を建設することを発表
Philips	約8,000名 (2022年時点)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2016年、上海に中国デジタルイノベーションセンターを設立 ■ 2021年、超音波プローブを国産品登録 <ul style="list-style-type: none"> ● 中国内にて輸入品と同等の生産工程を確保し、同一の原材料、同等の品質管理システムにより生産することを条件として、輸入品登録時に申請した資料を活用し、国産品の販売登録における技術審査の所要期間を大幅に短縮することができる制度を活用

(出所) 公開情報より MURC 作成

中国で高シェアを占める GE Healthcare、Siemens、Philips の3社の近年の動向を見ると、政府調達における輸入製品の審査指導基準が出た2021年以降、特に、国産化を加速させる戦略を打ち出す動きがみられる。

超音波製品を全て中国製にすることを目指す GE Healthcare や、国産品登録に切り替えた Philips のように、既に中国でも国産品が相応に生産され始めたと思われる医療機器は早々に現地化を進めているようだ。

一方、ハイエンド製品の新たな研究開発・製造拠点を設置した Siemens の例を見ると、これまで輸入品でも政府調達において参入できていた製品群も、いずれは輸入品から国産品に切り替える要請が高まることを予見して、現地の拠点を拡大していこうとする意図が窺える。

日系企業においても、技術流出等のリスクには配慮する必要があるものの、欧米他社が積極的に中国国内に研究開発・製造拠点を置く動きを加速している中、中国における品目別の国産化進展度合いの情報をいち早くキャッチし、現地で研究開発・生産する製品を検討することが重要と考える。

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: mariko-koide@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



人民元国際化の進捗と今後の展望

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部
主任研究員 福地亜希

近年、米ドルに対する新興国通貨の変動リスクへの警戒の強まりや地政学リスクの高まりなどを背景に、商品取引を中心に人民元の利用促進に向けた動きが活発化する一方、米連邦議会下院が2023年2月に「2023年中国通貨説明責任法」を提出するなど、人民元国際化に向けた逆風も強まっている。以下では、これまでの人民元国際化の進捗を確認するとともに、今後の人民元国際化のペースを左右する課題等についてポイントを整理する。

人民元国際化に向けた取り組みと進捗

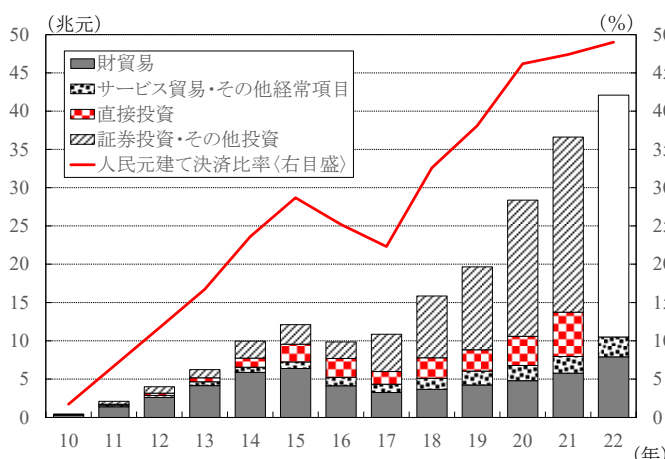
中国政府は、国際取引における米ドルに対する過度の依存を是正し、中国企業の為替変動リスクの回避や国際貿易決済の円滑化といった実務面でのニーズの高まりなどを背景に、2010年前後から人民元の国際化に取り組んできた。人民元の利用は、商品取引や直接投資といった経常取引で先行して進められる一方、2015年半ばにいわゆる「人民元ショック」¹を経験したこともあり、資本取引の自由化については慎重に進められてきた。

中国のクロスボーダー取引における人民元決済額は拡大傾向をたどっており、2022年には約42兆円となり、取引全体に占める人民元決済比率は、2009年以前の事実上ゼロから、2022年には49%まで上昇した(第1図)。2021年時点の取引形態別にみると、証券投資(74.1%)での人民元決済比率の高さが目立つ一方(証券投資以外の資本項目では、直接投資20.2%、対外ファイナンス5.6%)、経常項目における人民元決済比率は17.3%(うち財貿易14.7%、サービス貿易24.3%、所得・経常移転51.8%)と緩やかなペースでの拡大が続いている。経常項目での人民元決済の利用拡大が緩やかなペースにとどまる背景として、新興国では、米ドルをはじめとする外貨建てで、貿易契約・決済がなされる傾向が強いことが影響していると考えられる。特に中国では、主要国の中でも輸出・輸入の両サイドで米ドル建て決済の割合が高く、グローバル・バリュー・チェーン(GVC)への統合度の高さなどが一因として指摘される(国際通貨基金(IMF)、2019年)。

他方、証券投資については、資本規制の緩和を受けて、国際分散投資を手掛ける機関投資家の多くがベンチマークに採用する主要株式・債券インデックスに中国株や債券を相次いで採用し、ソブリン格付けや相対的な利回りの高さなども相まって対中証券投資を後押しした。海外投資家が、オンショア市場で保有する人民元建て金融資産残高は、2022年末時点で約9.6兆円と、2021年末時点の10.8兆円からやや減少しつつも、なお高水準を維持している。もっとも、オンショア市場における人民元建ての各資産残高に対する海外投資家の保有シェアはまだ低水準にあり、株式3兆2,000億元(株式時価総額の4.1%)、債券3兆5,000億元(債券発行残高の2.4%)、貸出1兆2,000億元(人民元建て貸出残高の0.6%)、預金1兆7,000億元(預金残高の0.6%)となっている。

¹ 2015年8月11日に中国人民銀行が、人民元改革の一環として、毎日公表する人民元の対ドル中心レートの算出方法を変更した上で、その後の3日間で中心レートを合計4.7%切り下げた。市場では、低迷が続く輸出促進のために通貨を切り下げたのではないかとの見方から、中国経済の先行きに対する懸念が強まり、世界的な株安および新興国を中心とする通貨安につながった。

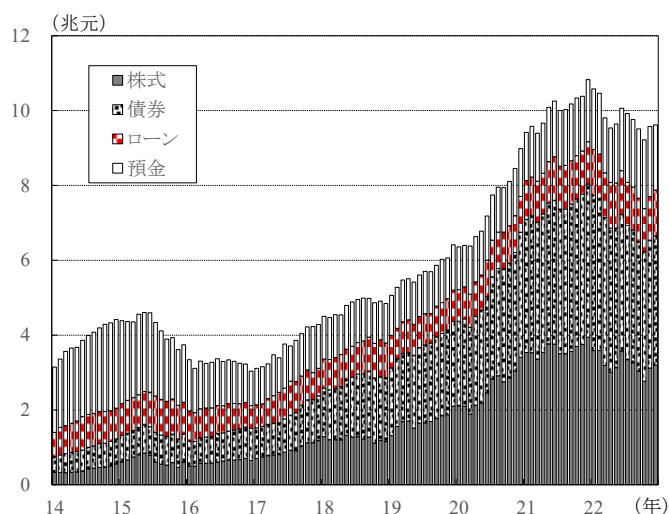
第1図：クロスボーダー人民元決済額の推移



(注)2022年の資本取引については、全体(直接投資、証券投資・その他投資の合計)のみ。

(資料)中国人民銀行統計より国際通貨研究所作成

第2図：オンショア市場における海外投資家保有人民元資産の推移



(資料)中国人民銀行統計より国際通貨研究所作成

オフショア市場における人民元決済においては香港が中心的役割を担っており、2021年のクロスボーダー人民元決済額の48.8%を占めるほか、国際銀行間通信協会(SWIFT)を通じたオフショア人民元取引の73%(2023年4月時点)が香港で行われている。クロスボーダー人民元決済額においては、香港およびマカオ(3.9%)、「一帯一路(Belt and Road Initiative : BRI)」沿線国(14.8%)のシェアが拡大した一方、シンガポール(11.3%)や英国(5.4%)など、他のオフショア市場のシェアは縮小した。香港をはじめとする主なオフショア市場における人民元預金残高は、人民元相場の下落などを受けて2015年初め頃をピークに2017年にかけて減少したが、中国本土・香港間の証券投資の自由化などを受けて、足元にかけて持ち直しつつある。もっとも、2021年末時点のオフショア市場における人民元建ての各資産残高と、オンショア市場の各人民元建て資産残高に対する比率は、預金1兆5,000億元(0.7%)、貸出5,271億元(0.3%)、債券2,714億元(0.2%)と、いずれも限られている。

次に、為替取引や国際決済における人民元のプレゼンスについて確認する。国際決済銀行(BIS)が3年に一度公表する外国為替市場の取引実態に関する調査結果(BIS、2022年)によると、2022年4月時点の通貨別取引シェア(2つの通貨の交換をそれぞれの通貨にカウントするため、合計は200%)において、首位の米ドルが約90%を占め、他の通貨との開きはなお大きいものの、人民元は、ユーロ(2位)、日本円(3位)、英ポンド(4位)に続く5位(7%)と、前回2019年調査の8位(4%)から浮上し、着実にその差を縮小させている(第1表)。他方、SWIFTを通じた国際決済における各通貨のシェアは、首位の米ドルが約4割を占める一方、人民元は2%前後(5位)での推移が続いている²。SWIFTには1万1,000社を上回る金融機関などが参加し、1日当たりの取引件数は4,200万件を超える。これに対し、クロスボーダー人民元決済システム(Cross-border Interbank Payment System : CIPS)については、直接・間接参加を合わせて合計1,341機関(2022年6月時点)、1日当たりの取引件数は約2万5,000件(2023年3月6日時点)にとどまる。決済通貨が人民元に限られるほか、間接参加機関がCIPSのシステム上でクロスボーダー送金を行う際には、SWIFTを介して送金情報の伝達を行う必要があるなど、利用にはまだ制約が多い。

² <https://www.swift.com/our-solutions/compliance-and-shared-services/business-intelligence/renminbi/rmb-tracker/rmb-tracker-document-centre>

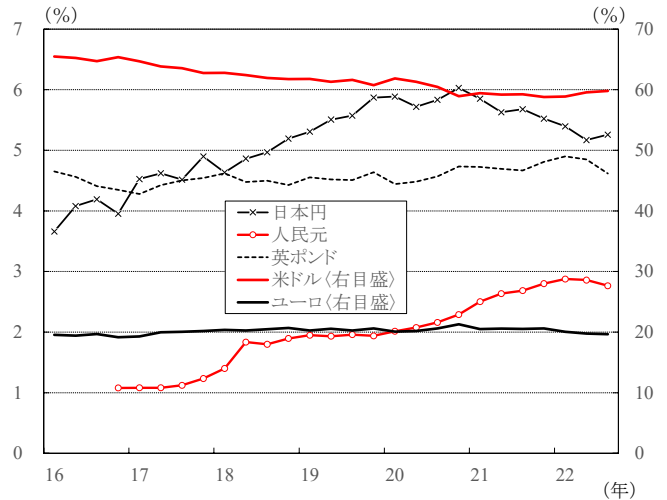
価値保蔵の役割については、2016 年 10 月に IMF が特別引出権 (SDR) の構成通貨に人民元を採用し、2022 年 5 月にはそのウェイトが従来の 10.92% から 12.28% へ拡大したほか³、各国の通貨当局が、公的外貨準備に人民元建て資産を組み入れる動きが拡大しつつある。特に、ブラジルをはじめとする中南米諸国やロシアなど、中国との経済的な結びつきの強さや政治的理由などが、人民元を積み増す誘因になっているとみられ、2022 年 9 月末の世界各国の公的外貨準備のうち人民元は 2,978 億米ドルと、2016 年末時点の約 908 億米ドルから 3.3 倍に増加した。もともと、全体に占めるシェアは 2.8% と、米ドル (60%) やユーロ (20%) に比べてなお低水準にある (第 3 図)。

第 1 表：外国為替市場における
通貨別取引シェアの推移

	(%)							
	2001	2004	2007	2010	2013	2016	2019	2022
米ドル	90	88	86	85	87	88	88	88
ユーロ	38	37	37	39	33	31	32	31
日本円	24	21	17	19	23	22	17	17
英ポンド	13	16	15	13	12	13	13	13
人民元	0	0	0	1	2	4	4	7
豪ドル	4	6	7	8	9	7	7	6
カナダドル	4	4	4	5	5	5	5	6
スイスフラン	6	6	7	6	5	5	5	5
香港ドル	2	2	3	2	1	2	4	3
シンガポールドル	1	1	1	1	1	2	2	2
その他	18	19	23	21	22	21	23	22
合計	200	200	200	200	200	200	200	200

(注) 1. 各調査年4月の1日当たり平均取引高のシェア。
2. 各取引の両側を1回ずつカウントしているため、合計は200%となる。
(資料) BIS[2022]より国際通貨研究所作成

第 3 図：世界の公的外貨準備に占める
主要通貨のシェアの推移



(資料) IMF統計より国際通貨研究所作成

今後の展望と課題

中国は貿易額で世界最大であるほか、米ドル建ての名目 GDP (国内総生産) は米国に次ぐ世界第 2 位の経済規模まで拡大している。ただし、クロスボーダー決済における人民元建ての取引や公的外貨準備への人民元建て資産の組み入れなどが着実に拡大しつつあるものの、現時点での国際通貨としての人民元の利用はなお低水準にある。国際通貨の役割として、国際取引における「計算単位」、「交換手段」、「価値保蔵手段」が挙げられるが、中国では短期を中心に人民元建ての資本取引が依然厳格に規制されていることにより、「交換手段」としての機能に制約があることに加えて、政策の不確実性が根強いことなどが要因として挙げられる。通貨の国際化は、GDP や貿易額で示されるような世界経済に占める割合の拡大だけでなく、整備された金融・資本市場で為替・資本取引が自由・開放的に行うことができ、人民元の価値に対する信頼を確立することが不可欠となる。デジタル人民元についても、既存の人民元 (現金) にとって代わるものではなく、これを補完するものと位置付けられており、その利用が拡大するためには、資本規制の緩和など国内の金融改革の推進が必要であることに変わりはない。

³ IMF が 2022 年 5 月に改定した SDR における構成通貨のウェイトでは、米ドル (従来 41.73% → 43.38%) および人民元 (10.92% → 12.28%) が拡大した一方、ユーロ (30.93% → 29.31%)、日本円 (8.33% → 7.59%)、英ポンド (8.09% → 7.44%) は縮小した (<https://www.imf.org/ja/News/Articles/2022/05/14/pr22153-imf-board-concludes-sdr-valuation-review>)。

資本取引の自由化を進める上で前提となる金利の自由化については、慎重ながらも着実に進展がみられる⁴。2021年からの第14次5カ年計画においても「人民元の国際化を着実かつ慎重に推進する」方針が示されている。2023年3月の全国人民代表大会（日本の国会に相当）では、証券業を除く金融業の監督・管理を統一的に行う国務院の直属機構として、国家金融監督管理総局を設立することに加えて、中国証券監督管理委員会を国務院の直属機関に変更することが決定された。不動産市場の不調などに伴う金融面でのリスクが意識される中、経済および金融の安定を通じた政治・社会の安定は、中国政府の最優先事項に位置付けられているとみられる。従って、資本取引の自由化は引き続き慎重に進められる公算が大きい。

一方、米中摩擦やロシアによるウクライナ侵攻などにより国際情勢が大きく変化する中、米連邦議会下院は2023年2月、米国政府およびIMFに対して、SDRにおける人民元の構成割合の拡大に反対することを求める法案（2023年中国通貨説明責任法）⁵を提出するなど、人民元国際化に向けた逆風は強まりつつある。このような状況下、香港の国際金融センターとしての役割強化に加えて、BRI沿線国、ロシアといった中国と経済的・政治的に結びつきの強い「人民元経済圏」を中心に、引き続き人民元の利用が拡大する可能性はあるとみられ、双方の動きを注視していく必要がある。

<主な参考文献>

中国人民銀行、「中国人民银行年報」各号（<http://www.pbc.gov.cn/chubanwu/114566/115296/index.html>）

“RMB Internationalization Reports”（<http://www.pbc.gov.cn/en/3688241/3688636/3828468/index.html>）

「2022年第四季度中国货币政策执行报告」中国人民银行货币政策分析小组2023年2月24日（<http://www.pbc.gov.cn/zhengcehuobisi/125207/125227/125957/4584071/4804390/2023022418125754970.pdf>）

福本智之 [2022]、「人民元の国際化の重石となる中国の「管理された」資本自由化」東京財団政策研究所、2022年7月27日（<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4034>）

BIS [2022]，“Triennial Central Bank Survey of foreign exchange and Over-the-counter (OTC) derivatives markets in 2022”（<https://www.bis.org/statistics/rpx22.htm>）

IMF [2019]，“2019 External Sector Report : The Dynamics of External Adjustment”（<https://www.imf.org/en/Publications/ESR/Issues/2019/07/03/2019-external-sector-report>）

（執筆者連絡先）

公益財団法人 国際通貨研究所 経済調査部

主任研究員 福地亜希

E-mail: aki_fukuchi@iima.or.jp

⁴ 2019年8月、中国人民銀行が貸出基準金利の公表を中止、銀行の貸出金利は、中国人民銀行が公開市場操作で用いる中期貸出ファシリティー（MLF）金利にプレミアムを上乗せした最優遇貸出金利（LPR）を参考に決められることになった。預金金利についても2022年4月、市場金利に対して自律的に管理を行う「市場金利決定自律メカニズム」のメンバー金融機関が、債券市場の金利（10年債利回りなど）や貸出金利（1年物LPRなど）をベースに合理的水準を調整することとされた。

⁵ 118th Congress (2023-2024), H.R.510 - Chinese Currency Accountability Act of 2023（<https://www.congress.gov/bill/118th-congress/house-bill/510>）



景気対策が遅れ、一時 7.25 台まで下落

三菱 UFJ 銀行
グローバルマーケットリサーチ
アナリスト 横尾明彦

6 月のレビュー

中国人民幣元（以下、「人民幣元」）の対ドル相場は、7.10 台で取引開始。月初からドル高人民幣元安地合いとなったが、7 日公表の貿易統計で、輸出が市場予想を大幅に下回ると、7.13 台まで軟化した。また、9 日には消費者物価指数など 5 月の物価指標が弱い伸びとなったことや、大手国有銀行が人民幣元預金金利を引き下げたことなどをきっかけに、中国人民銀行（以下、「人民銀」）が景気刺激のための利下げを実施するとの観測が台頭。中米金利差が中国不利の方向に拡大したことで、12 日にかけて 7.14 台まで下落した。13 日には、人民銀が昨年 8 月以来、10 ヶ月ぶりに 7 日物リバースレポ金利の引き下げを決めると、7.16 台まで下げ幅を拡大。さらに、15 日には、FRB が「年内あと 2 回」の追加利上げの可能性を示唆したことに加え、人民銀が中期貸出ファシリティ（MLF）金利の引き下げを決定。月次経済指標が軒並み市場予想を下回ったことも相まって、7.18 台まで続落した。その後、一旦、7.10 台まで反発したが、20 日に人民銀が事実上の政策金利である最優遇貸出金利（LPR）を引き下げたことで、再び人民幣元安が進行。端午節の連休を挟んだ 26 日には、心理的節目とされる 7.20 を下抜けると、29 日には昨年 11 月 4 日以来の安値 7.25 台まで下げ幅を拡大した。本稿執筆時点では、7.24 台で推移する（第 1 図）。

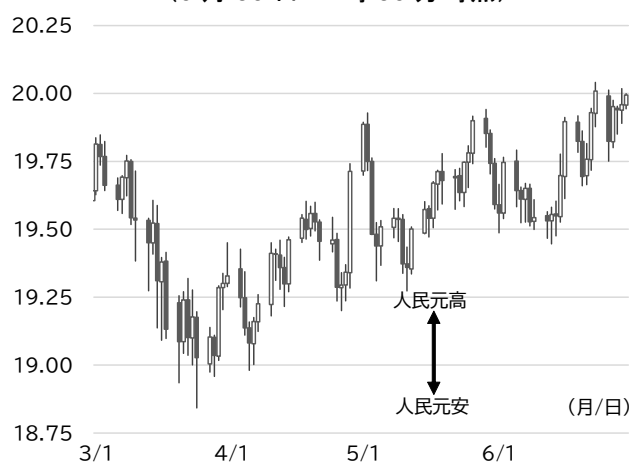
対円相場は、19.5 台で取引開始。月半ばまでは同水準で動意を欠いた値動きが続いていたが、15 日には日銀金融政策決定会合を前に円売りが加速。19.9 台まで上昇した。一時 19.6 台まで押し戻される局面も見られたが、その後も人民幣元は対円で底堅く推移し、26 日には昨年 11 月以来の高値である 20 台まで上伸。本稿執筆時点では 19.9 台で推移する（第 2 図）。

第 1 図：人民幣元対ドル相場
(6 月 30 日 11 時 30 分時点)



(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 2 図：人民幣元対円相場
(6 月 30 日 11 時 30 分時点)

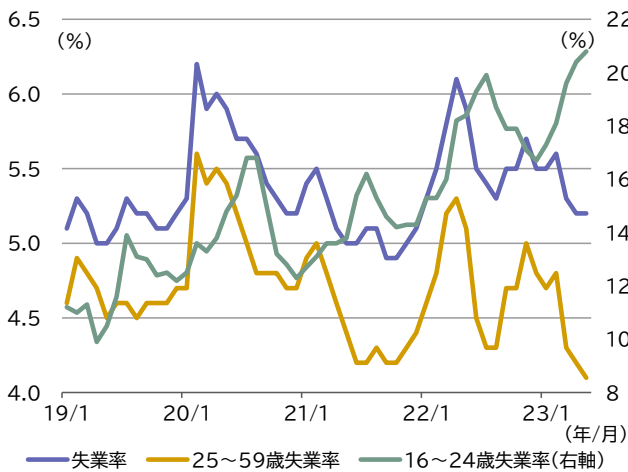


(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

景気鈍化を受け、人民銀は小幅利下げを実施

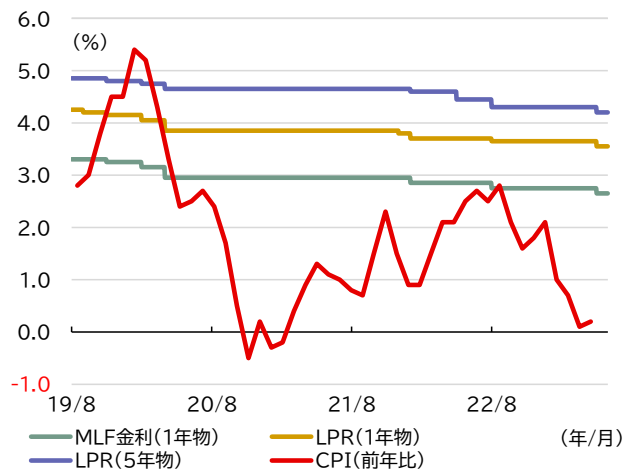
5月の主要経済指標が軒並み悪化するなど、中国の景気鈍化には歯止めがかかっていないようだ。この先、夏場以降、多数の大学卒業生が労働市場に参入するが、既に16~24歳の若年層の失業率は20%を超えており、さらなる悪化が懸念される(第3図)。社会秩序維持のため、雇用確保を最重要目標とする政府は、景気刺激の必要性に迫られている。その一環として人民銀は、昨年8月以来10ヵ月ぶりにLPRなど諸政策金利の引き下げに踏み切った(第4図)。もっとも、利下げ幅は10bpと小幅にとどめており、投機的な不動産取引の再燃や、中小金融機関の経営悪化などに配慮したものと考えられる。結果的に、今回の利下げは景気浮揚には不十分、との評価が市場では一般的になっているようだ。人民銀は慎重姿勢を崩していないが、新型コロナウイルス流行による景気悪化が懸念された2020年4月には20bpの利下げを行った経緯があるため、市場は追加緩和への期待を高めている。

第3図：年齢層別の失業率



(資料) 中国国家統計局より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図：諸政策金利と消費者物価指数(CPI)伸び率



(資料) 中国人民銀行、中国国家統計局より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

景気回復は年後半に、ゆっくりと進むと予想

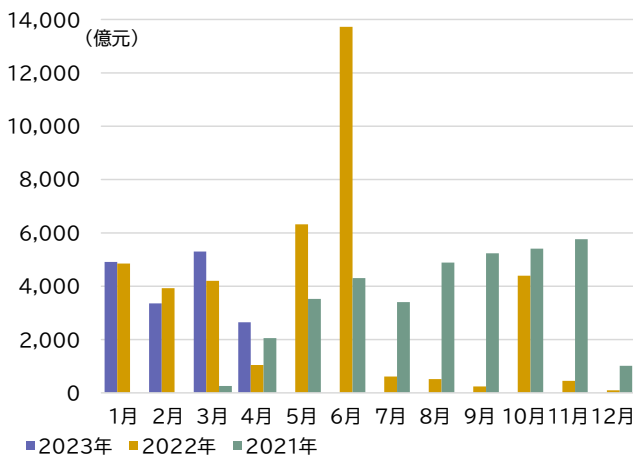
人民銀も利下げに踏み切ったが、景気刺激の中心は、財政出動が担う見通しだ。たとえば、インフラ投資の財源となる地方政府の専項債の発行が例年よりも早いペースで続いており、4月までの累計で1.6兆元が発行済みだ(第5図)。3月の全人代では、今年の専項債発行目標を3.8兆元としており、すでにその半分近くが発行された計算になる。中央政府のインフラ投資向け予算6,800億元を加えると、昨年の名目GDP比で4%前後の財政出動になる。また、6月中に開催された政府の会議では、インフラ投資の加速に加えて、消費刺激策の強化も議論された模様だ。雇用の悪化や購入希望者のセンチメント低迷を受けて、不動産市況の改善には時間がかかるものの、北京や上海を除いた地方都市における電気自動車の購入支援など、消費支援策の深掘り余地は依然として大きい。適切な政策支援が実行されれば、昨年ロックダウン時に積み上がった貯蓄を原資に、消費が緩やかに回復してゆくことが期待できる。よって、年後半にかけては、年初予想よりも緩やかではあるものの、景気回復が進むとみておきたい。

人民銀、人民元安そのものは容認する構え

一方、貿易収支に目を転じると、5月は輸出入ともに減少した。特に、輸出は前年比▲7.5%と著しい減少となった(第6図)。輸出は、今後も大幅な回復が見込みづらいことから、政府は輸出企業

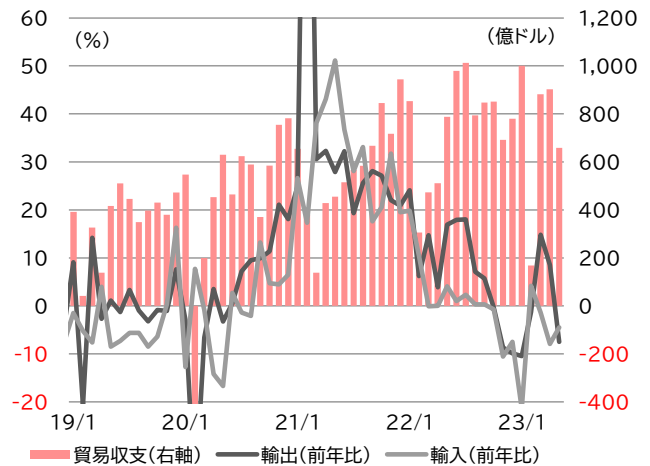
向けに減税などの支援を強化するとみられる。また、内外金融政策格差などから、6月是对ドル相場のみならず人民元指数も下落した。もっとも、人民元指数は昨年11月の安値を下回ったものの、依然として2020年以降の上昇分を帳消しにするまでには至っておらず、人民銀としては急速な通貨下落は抑制を図るものの、輸出振興のために対ドルでの人民元安そのものは許容する構えを維持している模様だ。また、人民銀は、FRBの利上げが最終盤に入っていると認識しているようで、昨年の外貨リスク準備金比率の引き上げなどの規制強化を通じた「人民元安対応」とは異なったスタンスであるようだ。これまでのところ、1ドル=7.25元近辺に下落した場面で、国有銀行がドル売りを実行したと報じられているが、現状では、それ以上の規制強化には動いていない。

第5図：地方政府の専項債発行額



(資料) 中国財政部より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第6図：貿易収支と輸出入前年比上昇率



(資料) 中国税関総署より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

来月の見通し：一時的に、1ドル=7.3元を超える可能性が台頭

短期的な景気回復が見込み難い状況のなか、人民銀の追加利下げ期待も燃る一方、FRBの金融政策スタンスは若干タカ派色が強まった。このため、中米金利差は中国不利に拡大方向と言え、この先対ドル相場は昨年11月以来の7.3台を窺い、11月1日の安値7.3280を更新することもありそう。一方、例年7月には共産党高官が下半期の課題を議論する会議が開催される。今年は、景気対策が検討されよう。共産党も、社会秩序維持のために不動産市況や雇用環境の改善を図る必要性を認識しており、景気刺激策の強化を打ち出す可能性が高い。3月に新政権が発足したばかりで、政府の景気対策は後手に回ってきたが、年後半にかけて景気対策の「巻き返し」が図られるとみておきたい。景気回復に伴い、人民元も反転上昇に向かうと考える。

予想レンジ

	23年7月～9月	10月～12月	24年1月～3月	4月～6月
USD/CNY	6.850～7.350	6.650～7.150	6.550～7.050	6.450～6.950
CNY/JPY	18.9～20.4	19.0～20.5	19.0～20.5	18.9～20.4

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2023年6月30日脱稿)

(執筆者連絡先)

三菱UFJ銀行 グローバルマーケットリサーチ

アナリスト 横尾明彦

Tel: 050-3842-8809

E-mail: akihiko_yokoo@mufg.jp

**税務会計: 加速するグローバル最低税率改革への取り組み**

KPMG 中国
日系企業サービス
税務パートナー 李輝 (Lisa Li)

概要

経済協力開発機構 (OECD) が策定した 15% の最低税率課税 (グローバルミニマム課税) 制度は、2022 年 12 月及び 2023 年初頭において大きく進展したため、中国で事業を運営する多国籍企業はそれに伴う影響を受けることとなる。

背景

背景として、2021 年 10 月に、OECD の税源浸食と利益移転 (BEPS) 包摂的枠組みにおける 130 以上の管轄区域 (中国を含む) は、グローバル税源浸食防止 (GloBE) ルールに関する政治合意に達した。これは、包摂的枠組みが国際課税ルール改革のために打ち出した 2 本柱のうち、第二の柱となる主な内容である。一方、第一の柱は、多国籍企業の利益に対する課税権を市場の所在国・地域に再配分することを目的としており、その実施がまだ不透明であるのに対して、第二の柱における GloBE ルールの適用はすでに進んでいる。

2021 年 10 月に達成された政治合意では、GloBE ルールを「共通アプローチ」としている。すなわち、各管轄区域では GloBE ルールを強制して適用する義務はないものの、適用した場合にはその実施において OECD のガイドラインに準拠する必要がある。2022 年において、各国が実際に GloBE の法制化を推進する時期と意欲については不透明であったが、年末にいくつかの主要な管轄区域で、当該税制改革が急速に進んだ。これにより、残りの多くの国・地域では 2023 年に GloBE ルールの適用を発表する見込みであり、企業は上記動向に注目する必要がある。本稿では、下記内容及び関連する動向に焦点を当てる。

- 欧州連合 (EU)、日本、韓国、スイスなどの国・地域における GloBE ルールの法制化の進捗状況。
- OECD は、ルールの発効に必要な管理セーフハーバー及び納税申告フォーマットを含む GloBE ルール実施枠組みの第 1 弾を公布した。
- 国際会計基準審議会 (IASB) は GloBE ルールの実施に対応した「国際会計基準第 12 号」(法人所得税) 改定案の意見募集稿を公布した。

中国で事業を運営する現地企業と大手外資系企業は、ともに GloBE ルールによる影響を受けることとなる。中国は GloBE ルール適用の計画を正式に発表していないものの、下記の最新動向から、中国が今後適切と判断した状況下で GloBE ルールを適用する可能性は高いと考えられる。

管轄区域における GloBE 税制改革推進の進捗状況

本稿では、最も目覚ましい進展を遂げた一部の管轄区域の進捗状況を取り上げている。

- EU の最低法人税率指令に関する政治合意は、2022 年のほとんどの期間において停滞していたが、EU は 2022 年 12 月に第二の柱の実施について合意した。加盟国は 2023 年末までに当該指令を国内で法制化しなければならず、このうち、所得合算ルール (IIR) は 2023 年 12 月 31 日から実施され、軽減税支払ルール (UTPR) は 2024 年 12 月 31 日から実施される。一部の EU 加盟国 (オランダなど) はすでに関連法律の草案を公表しており、2023 年第 1 四半期に同様の草案の公表準備を進めている国も増えている。
- 日本は 2022 年 12 月 16 日付けで第二の柱の実施計画を正式に発表し、IIR は 2024 年 4 月 1 日以降に開始する対象会計年度から適用される。UTPR と国内ミニマム追加税 (DMTT) の実施時期は決定されていないものの、2025 年 4 月 1 日以降に開始する対象会計年度から実施される可能性が高いと予想される。
- 韓国国会は 2022 年 12 月 23 日付けで第二の柱の枠組みを含む税制法案を可決した。IIR と UTPR を含む第二の柱の規定は 2024 年 1 月 1 日、またはそれ以降に開始する会計年度から実施される。多くの管轄区域が 2025 年から UTPR の実施開始を目標としている中、韓国は 2024 年から UTPR の実施を計画しており、注目を集めている。一方、韓国はその後、ルールの詳細を含む実施令の公表時期を 2023 年 2 月から 2023 年夏に延期した。これは、UTPR の実施において、他国の関連進捗状況に応じて余裕を持たせたと考えられる。今後の数カ月間、企業はこれらの点に特に注目する必要がある。
- スイス議会は GloBE ルールに関する憲法改正案を可決した (2024 年から実施予定)。

上記管轄区域及びアジア太平洋地域の一部の管轄区域 (オーストラリア、インドネシア、シンガポール、香港、マレーシア、ニュージーランド) は、GloBE ルールを適用する意向を示したものの、法制化の段階には入っていない。短期的に見ると、米国が GloBE ルールの実施を推進する可能性が低いため、米国の多国籍企業は、他国における GloBE ルールの適用にも同時に対応しなければならない可能性がある。

中国の租税政策策定者は、GloBE ルール適用の計画についてまだ公言していない。しかし、他国が徐々に実施計画を明確にするにつれて、中国が GloBE ルールを適用する可能性も高まっている。前述の通り、韓国は 2024 年から UTPR の実施を予定している。遅れて実施した管轄区域は徴収できるはずの追加税 (トップアップ税) を徴収できない恐れがあるため、韓国の実施により他の管轄区域における GloBE ルールの適用を効果的に促進する可能性がある。下記の通り、中国系企業グループを例に、2024 年から韓国で UTPR が実施されると想定した場合、

- 中国が 2024 年に IIR と UTPR を実施せず、中国系企業グループが中国とその他の管轄区域で低税率事業体を設立しており、韓国でも子会社を設立している場合、同グループは 2024 年から、低税率事業体に関して韓国に GloBE の追加税を納付する必要がある。
- しかし、中国が 2024 年までに GloBE ルールに基づく適格国内ミニマム追加税 (QDMTT) ルールを適用した場合、中国 (韓国ではなく) は少なくとも中国の事業体に対して追加税を徴収することができる。
- 中国が 2024 年から QDMTT とともに IIR も実施する場合、韓国に徴収されることにより中国が喪失するであろう追加税はさらに減少することとなる。中国に本社を置くグループの場合、中国は中国の事業体及び国外の低税率事業体に対して追加税を徴収することとなる。ただし、最終持株会社をケイマン諸島や香港といった租税回避地 (タックス・ヘイブン) に設立しているグループにとって、グループの低税率事業体の追加税は香港に納付する可能

性があることに留意が必要である。

OECD が第二の柱の実施枠組みに係る第 1 弾の文書を公布

OECD は、2022 年 12 月 20 日付けで、GloBE の実施枠組みに係る第 1 弾の文書を公布した。その内容には、コンプライアンス的移行期間セーフハーバーと恒久的セーフハーバー（移行期間セーフハーバーは、最終版として公布）、GloBE 情報申告書のテンプレート及び解釈説明のドラフト（公開諮問文書）と紛争解決メカニズム（公開諮問文書）が含まれる。続けて、OECD は 2023 年 2 月 2 日付けで 26 項目の行政ガイドラインを公布した。

セーフハーバー・ルールは、企業にとって非常に重要なものである。多国籍企業が、事業を展開している管轄区域の GloBE ルールにおける実効税率を詳細に計算する必要がある場合、データ収集と処理手続きの煩雑さにより、高いコンプライアンスコストが発生することとなる。セーフハーバー・ルールは、これに関する多国籍企業の作業負担の軽減を目的としている。

企業が移行期間セーフハーバーに関する下記 3 つのテストのいずれかをクリアした場合、追加税の納税義務はゼロと見なされる。

- 実効税率簡素化テスト：一管轄区域の簡素化された実効税率は、当該管轄区域における各事業体の財務諸表及び国別報告事項（CbCR）のデータを用いて算出される。実効税率の分子は、財務諸表における所得税費用（当期所得税と繰延税金との合計額）を用いて、調整後に税務リスク見積額及び GloBE ルールの「実効税率」基準に該当しない税金を除外したものである。実効税率の分母は「適格」国別報告書における税引前利益（損失）である。簡素化された年間実効税率が移行期間税率を上回る場合、セーフハーバー・ルールを適用できる。移行期間税率は固定的なものではない。2023 年と 2024 年の移行期間税率は 15%、2025 年は 16%、2026 年は 17%である。
- 通常利益テスト：実質ベースの所得除外額（賃金と有形資産のマークアップに基づき、企業の通常リターンを反映する）が適格 CbCR における管轄区域の税引前利益や損失を上回る場合、当該テストをクリアする。
- 少額除外：適格 CbCR において、会計年度の総収入が 1,000 万ユーロ未満、税引前利益（損失）が 100 万ユーロ未満である。

移行期間 CbCR のセーフハーバー・ルールは、2026 年 12 月 31 日以前に開始する会計年度のみに適用されるが、2028 年 6 月 30 日以降に終了する会計年度には適用されない。それ以降は、移行期間セーフハーバーを適用できなくなり、恒久的セーフハーバー（現在策定中）の適用可能性をさらに評価する必要がある。

特に注意すべきことは、CbCR データに基づくセーフハーバー・ルールの適用は、GloBE ルールに準拠したグループの作業負担を著しく軽減できる可能性があるものの、計算を簡略化できる（すなわち、GloBE ルールに準拠するために CbCR のデータをさらに調整する必要はない）ことから、CbCR において存在し得る誤りや財務諸表に反映される特定の取引に係る会計処理は、グループの 3 年間の GloBE 追加税の計算に対して直接的な影響を与えることとなる。

GloBE 情報申告書には、22 ページにわたる必要データリスト、40 ページ以上の解釈説明が含まれる。当該情報申告書では、各管轄区域に基づいて複数の実効税率の調整を詳しく開示し、事業体ごとにその詳細を開示するよう求めている。多くの多国籍企業にとって、その申告書は数千ページにも及ぶことがある。

最近、公布された行政ガイドラインは 109 ページに及び、いくつかの GloBE における技術的課題の解決策に焦点を当てている。これに加えて、GloBE ルール及びそのガイドラインは計 456 ページ

あり、今後、より多くの行政ガイドラインが公布されることによって、そのページ数はさらに増えることとなる。

特に重要なのは、各管轄区域における QDMTT の枠組み構築である。ほとんどの管轄区域では、最終的に QDMTT を適用し、かつほとんどの GloBE 追加税は QDMTT として徴収される可能性が高いという指摘がある。行政ガイドラインにおいて他に注意すべき点は、移行期間ルール、みなし多国籍グループルール（富裕層ファミリーに影響を与え得る）及び被支配外国法人（CFC）ルール（タックス・ヘイブン対策税制）と GloBE ルールとの相互作用などである。また、同行政ガイドラインは、GloBE ルールと会計との相互影響に関する複数の難題の解決を目的としている。

OECD は今後、申告テンプレートの審査決定、紛争解決メカニズム及び恒久的セーフハーバー・ルールの整備に取り組む。

第二の柱に対応するため、IASB は法人所得税に関する会計基準の改定を提案

IASB は 2023 年 1 月 9 日付けで国際財務報告基準の法人所得税セクション（すなわち「国際会計基準第 12 号」）に対する改定案の意見募集稿を公布した。同稿では、GloBE の対象となる繰延税金（QDMTT を含む）の会計処理を一時的に免除することを提案している。なお、多くの技術的要素と潜在的な循環計算により、GloBE に係る繰延税金の計算は非常に複雑な作業となるため、上記免除は企業に広く歓迎されている。

多国籍企業が事業を運営する管轄区域において、第二の柱に係る法規が公布され、または実質的に公布されたものの関連法規がまだ発効していない期間は、上記免除メカニズムを適用するため、多国籍企業は以下の関連情報を追加で開示しなければならない。

1. 多国籍企業が事業を運営する管轄区域において、GloBE/QDMTT の関連法規が公布され、または実質的に公布された場合、関連する管轄区域の法制化情報を開示する必要がある。
2. 「国際会計基準第 12 号」で規定された方法を用いて計算した場合、多国籍企業が所在する管轄区域の現在の平均実効税率が 15%未満である場合、関連する管轄区域を開示する必要がある。また、低税率管轄区域における多国籍企業の会計上の利益総額、所得税費用総額、及び低税率管轄区域の加重平均実効税率も開示する必要がある。
3. 関連事業体が第二の柱に準拠して行った判断によると、一部の管轄区域では、
 - 1) 「国際会計基準第 12 号」に基づき計算された管轄区域の実効税率が 15%未満となるものの、実際には GloBE 追加税を納付する必要がない。または、
 - 2) 「国際会計基準第 12 号」に基づき計算された管轄区域の実効税率が 15%以上であるものの、実際には GloBE 追加税を納付する必要がある。

追加開示は、2023 年 1 月 1 日以降に開始する年度の報告対象期間に適用される。多国籍企業が GloBE 追加税を適用する場合、その財務諸表に GloBE/QDMTT から生じる当期税額を開示しなければならない。

意見募集稿に関するパブリックコメントの締切日は 2023 年 3 月 10 日であり、IASB は 2023 年の第 2 四半期に「国際会計基準第 12 号」の改定を完了できるよう進めている。会計基準の方向性は基本的に国際財務報告基準の管轄区域に従い、該当する区域の規制機関は IASB が公布する「国際会計基準第 12 号」の改定案を確認・承認・評価する必要がある。同改定案に関する具体的なスケジュールはまだ公表されていない。

また、米国の会計規制機関は最近、IASB が公布したアドバイスの内容と類似したガイダンスを公布し、GloBE 追加税に関連する繰延税金を計算する必要がないことに留意すべきである。

中国の多国籍企業への影響

前述の通り、中国の租税政策策定者は、中国の GloBE ルール適用の計画についてまだ公言していない。しかし、2024 年から、中国にグループ本社を置く多国籍企業及び中国で事業を展開している外資系多国籍企業は、中国で運営している事業も含めて、GloBE ルールが事業運営にもたらす影響を受けることとなる。多国籍企業は 2025 年まで GloBE の納税申告の必要性は低いものの、会計開示に係る要件は先行して実施されることがある。グローバルに事業展開する多国籍企業は、使用している会計・税務管理システムをアップグレードし、企業構造と享受している税制優遇を再評価し、発生し得る影響について利害関係者と相談する。

中国で事業を展開している多国籍企業は、GloBE ルールが自社の事業に与える影響を検討し、適切に対応されるよう提案する。中国が今後、GloBE ルールを適用しないとしても、企業は当該ルールによる税制上の影響とコンプライアンスに係るプレッシャーを受けることとなる。また、GloBE ルールによる予期せぬマイナスの影響の回避に向けて、GloBE 制度が実施される前に（2024 年までに）多くの救済策を整備する必要がある。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国 日系企業サービス

税務パートナー

李輝 (Lisa Li)

中国北京市東長安街 1 号東方広場 KPMG 大楼 7F

Tel: +86-10-8508-7638 E-mail: lisa.h.li@kpmg.com



日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では5月中旬から6月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

[政策]

【企業負担軽減策】
<p>○「国家発展改革委員会等部門の2023年のコスト引き下げ重点活動を適切に行うことに関する通知」(発改運行 [2023] 645号、2023年6月13日発布・実施)</p> <p>2023年の企業のコスト負担軽減策を国務院関係部門と地方政府に通知したもの。</p> <p>■この通知では、①税・行政費用優遇政策の実施、②安定的な通貨政策の実施や貸出利率の引き下げ等の金融サービスの向上、③企業の市場参入、登記、政府調達等における制度的な取引コストの引き下げ、④人件費に対する圧力の軽減、⑤土地・原材料コストの引き下げ、⑥物流コストの引き下げ、⑦企業の資金回転率の向上、⑧企業内部における潜在力の発掘、の8つの面で22項目の施策が挙げられている。このうち、具体的な目標が示されている施策は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月販売額 10 万元以下の小規模納税者に対する増値税の免除、3%の徴収率が適用される小規模納税者の課税販売収入に対する増値税を 1%で徴収、生活関連サービス業の納税者に対する 5%または 10%の加算控除は、2023 年末まで実施する。 ・ 小規模・薄利企業の年課税所得額のうち 100 万元未満の部分に対する 25%の税率での計算と、20%の税率での企業所得税の納付は、2024 年末まで実施する。 ・ 物流企業の大口商品倉庫用地に対する土地使用税の半額免除政策、障がい者就業保証金の減免政策を 2027 年末まで実施する。 ・ 従業員の失業保険と工傷保険の料率の段階的引き下げ政策を 2024 年末まで延長して実施する。 <p>■原文は国家発展改革委員会の下記サイトをご参照。 https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202306/t20230613_1357541_ext.html</p>
【自動車販売】
<p>○「工業情報化部弁公庁等の2023年新エネルギー自動車の農村普及活動の展開に関する通知」(工信庁联通装函 [2023] 149号、2023年6月12日発布・実施)</p> <p>農村地域における新エネルギー自動車の販売促進活動に関する通知。</p> <p>■この活動の実施期間は2023年6-12月で、中国自動車工業協会(CAAM)に実施を委託し、各地方の関係部門がこれに協力する。また、活動には企業も参加し、新エネルギー自動車の生産・販売企業は、農村市場に適した車種の推薦、販売促進策の策定、アフターサービス体</p>

<p>制の整備を行う。また、充電施設運営企業は充電スタンド整備への協力、充電に対する優遇策を開始する。ネット販売業者とプラットフォーム運営業者は現場での販売活動、インターネットでの販売促進、ライブコマースやクラウド上での展示販売活動 (3D や仮想現実 (VR) の技術で構築した仮想空間に商品を展示する販促活動) を行うとされている。</p> <p>■原文は工業情報化部ポータルの下記サイトをご参照。 https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2023/art_6dbc82a29e604abb99a42cd4cf4924ca.html</p>
<p>○「商務部弁公庁の自動車消費促進活動の組織・実施に関する通知」(商弁消費函 [2023] 367 号、2023 年 6 月 8 日発布・実施)</p>
<p>上記の工業情報化部による活動とは別の自動車販売促進活動の実施に関する通知。なお、“2023 年消費振興年” の活動の一環とされている。</p> <p>■この活動の実施期間は、上記の工業情報化部による活動と同じく 2023 年 6-12 月で、実施主体は商務部と中国自動車流通協会である。具体的な活動内容は記載されていないが、主に、各地方自治体が 3-5 都市を“百都市連携”の候補都市に選定し、“百都市連携”自動車フェスティバルを行うほか、“千県万鎮”(全国 1,000 カ所以上の県(区)や 1 万カ所以上の鎮(郷))で新エネルギー自動車の消費意欲を高める活動を行うとされている。</p> <p>■原文は商務部の下記サイトをご参照。 http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkgztz/202306/20230603415295.shtml</p>

[規則]

<p>【税】</p>
<p>○「新エネルギー自動車の車両購入税減免政策の延長・最適化に関する公告」(財政部・国家税務総局・工業情報化部公告 2023 年第 10 号、2023 年 6 月 21 日発布・実施)</p>
<p>新エネルギー自動車(電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車)の購入時にかかる車両購入税の減免措置を延長するもの。2023 年 1 月 1 日から実施され、2023 年 12 月 31 日を期限とされていたが、これを 2027 年 12 月 31 日まで延長する。</p> <p>■実施内容は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2024 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までは、新エネルギー乗用車(座席数 9 席以下)に対する車両購入税を免除する。ただし、免税額は 1 台につき 3 万元を上限とする。 ・ 2026 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までは、同じく車両購入税を半額免除とし、減税額は 1 台につき 1 万 5000 元を上限とする(注:車両購入税の税額は、自動車購入価格から増値税を控除した金額に 10%の税率で計算した金額で、その上限が 1 万 5000 元とされる)。 <p>■原文は財政部の下記サイトをご参照。 http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202306/t20230620_3891500.htm</p>

<p>(執筆者連絡先) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ: https://www.murc.jp</p>
--



主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行
トランザクションバンキング部

項目	単位	2021年				2022年				2023年					
		1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月	2月	3月	4月	5月	
国内総生産(GDP)	前年同期比%	18.3	12.7	9.8	8.4	4.8	2.5	3.0	3.0	(1-3月) 4.5					-
固定資産投資*	前年同期比%	25.6	12.6	7.3	4.9	9.3	6.1	5.9	5.1	-	5.5	5.1	4.7	4.0	
第一次産業	前年同期比%	45.9	21.3	14.0	9.1	6.8	4.0	1.6	0.2	-	1.5	0.5	0.3	0.1	
第二次産業	前年同期比%	27.8	16.3	12.2	11.3	16.1	10.9	11.0	10.3	-	10.1	8.7	8.4	8.8	
第三次産業	前年同期比%	24.1	10.7	5.0	2.1	6.4	4.0	3.9	3.0	-	3.8	3.6	3.1	2.0	
工業生産(付加価値ベース)**	前年同月比%	24.5	15.9	11.8	9.6	6.5	3.4	3.9	3.6	-	2.4	3.9	5.6	3.5	
社会消費財小売総額***	前年同月比%	33.9	23.0	16.4	12.5	3.3	▲ 0.7	0.7	▲ 0.2	-	3.5	10.6	18.4	12.7	
消費者物価上昇率(CPI)	前年同月比%	0.0	0.5	0.6	0.9	1.1	1.7	2.0	2.0	2.1	1.0	0.7	0.1	0.2	
工業生産者出荷価格(PPI)	前年同月比%	2.1	6.7	5.1	8.1	8.7	7.7	5.9	4.1	▲ 0.8	▲ 1.4	▲ 2.5	▲ 3.6	▲ 4.6	
輸出***	億ドル	7,099.8	15,183.6	24,008.2	33,639.4	8,209.2	17,322.8	26,985.9	35,936.0	-	5,063.0	3,155.9	2,954.2	2,835.0	
前年同月比%		49.0	38.6	33.0	29.9	15.8	14.2	12.5	7.0	-	▲ 6.8	14.8	8.5	▲ 7.5	
輸入***	億ドル	5,936.2	12,668.4	19,732.9	26,875.3	6,579.8	13,468.4	20,534.4	27,160.0	-	3,894.2	2,274.0	2,052.1	2,176.9	
前年同月比%		28.0	36.0	32.6	30.1	9.6	5.7	4.1	1.1	-	▲ 10.2	▲ 1.4	▲ 7.9	▲ 4.5	
貿易収支***	億ドル	1,163.5	2,515.2	4,275.4	6,764.3	1,629.4	3,854.4	6,451.5	8,776.0	-	1,168.9	881.9	902.1	658.1	
対内直接投資(実行ベース)(注)	億ドル	448.6	909.6	1,292.6	1,734.8	590.9	1,107.9	1,536.9	1,873.6	174.2	208.2	-	-	108.4	
前年同期比%		43.8	33.9	25.2	20.2	31.7	21.8	18.9	8.0	10.0	▲ 5.5	-	-	▲ 18.5	
外貨準備高	億ドル	31,700	32,140	32,006	32,502	31,880	30,713	30,290	31,277	31,845	31,332	31,839	32,048	31,765	
都市部調査失業率	%	5.4	5.2	5.2	5.1	5.5	5.7	5.9	5.6	5.5	5.6	5.3	5.2	5.2	
国内自動車販売台数	万台	648.4	1,289.1	1,862.3	2,627.5	650.9	1,205.7	1,947.0	2,686.4	164.9	197.6	245.1	215.9	238.2	
前年同月比%		75.6	25.6	8.7	3.8	0.2	▲ 6.6	4.4	2.1	▲ 35.0	13.5	9.7	82.7	27.9	
購買担当者指数(PMI)	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	50.1	52.6	51.9	49.2	48.8	
非製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54.4	56.3	58.2	56.4	54.5	

* : 年初からの累計ベース。

** : 2月は1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

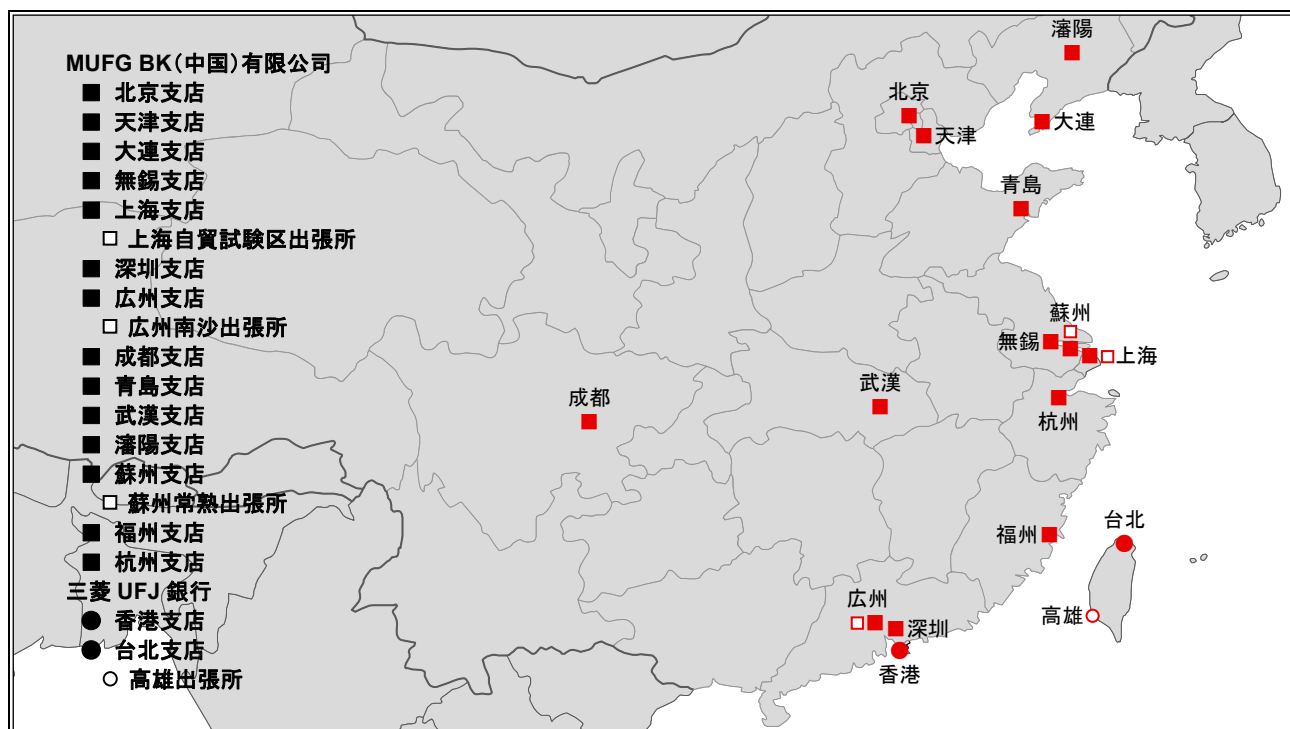
*** : 2月は1-2月の累計ベース。

(注) 銀行、証券、保険といった金融業のデータを含まない。2023/4/20の商務部発表では、ドル建て数値が開示されていなかったため、2023年3月分・4月分は未算出。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2階	86-10-6590-8888
天津支店	天津市南京路75号 天津国際大厦21階	86-22-2311-0088
大連支店	大連市西崗区中山路147号 申賀大厦11階	86-411-8360-6000
無錫支店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上海支店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大厦 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大厦15階 江蘇省常熟市常熟高新技术産業開発区東南大道333号科創大厦12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大厦5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭州支店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香港支店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台北支店 高雄出張所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京：050-3612-0891（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0650（代表）

発行：三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2023 年 7 月 13 日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。